

[別紙]

様式1

事業報告書
(自 令和 5年10月 1日 至 令和 6年 9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 悠翔会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

- (2) 事務所の所在地 滋賀県草津市野路町694番地1
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成25年 9月 4日

(4) 設立登記年月日 平成25年 9月18日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	長尾 大輔	みなみ草津ファミリー歯科管理者
理 事	藤田 睦子	
同	井上 大輔	
同	井上麻里恵	
同	井上 正仁	
監 事	橋詰 郁子	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	みなみ草津ファミリー歯科	2530601448	滋賀県草津市野路町694番地1	

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5年11月24日 令和5年度決算の決定

令和 5年11月30日 役員改選

令和 6年 8月 2日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 悠翔会
 所在地 滋賀県草津市野路町694番地1

※医療法人整理番号 0 0 4 3 0

財 産 目 録
 (令和 6年 9月30日現在)

1. 資 産 額	241,059 千円
2. 負 債 額	226,917 千円
3. 純 資 産 額	14,142 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	84,583
B 固 定 資 産	156,476
C 資 産 合 計 (A+B)	241,059
D 負 債 合 計	226,917
E 純 資 産 (C-D)	14,142

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 悠翔会
 所在地 滋賀県草津市野路町694番地1

※医療法人整理番号 00430

貸借対照表
 (令和6年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	84,583	I 流動負債	30,721
II 固定資産	156,476	II 固定負債	196,196
1 有形固定資産	142,269	(うち医療機関債)	0
2 無形固定資産	390	負債合計	226,917
3 その他の資産	13,817	純資産の部	
		科目	金額
		I 基金	15,000
		II 積立金	△ 858
		(うち代替基金)	0
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	14,142
資産合計	241,059	負債・純資産合計	241,059

様式4-2

法人名 医療法人 悠翔会
 所在地 滋賀県草津市野路町694番地1

※医療法人整理番号 00430

損 益 計 算 書
 (自 令和 5年10月 1日 至 令和 6年 9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	196,321
2 事業費用	186,367
事業利益	9,954
II 事業外収益	2,409
III 事業外費用	2,436
税引前当期純利益	9,927
法人税等	72
当期純利益	9,855

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

監事監査報告書

医療法人悠翔会

理事長 長尾 大輔 殿

私は、医療法人悠翔会の令和 5 会計年度（令和 5 年10月 1日から令和 6 年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年11月26日

医療法人 悠翔会

監事 橋詰 郁子